

○瀬戸内市入札情報等公表事務取扱要領

令和6年9月17日

告示第55号

瀬戸内市予定価格等の公表に関する要領(平成30年瀬戸内市告示第47号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約に関する情報を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設工事等 建設工事並びに測量業務及び建設コンサルタント業務をいう。
- (3) 発注業務等 市が発注する一般競争入札又は指名競争入札に付する契約をいう。
- (4) 休日 瀬戸内市の休日を定める条例(平成16年瀬戸内市条例第2号)に規定する市の休日をいう。

(発注見通しの公表)

第3条 市長は、毎年度、4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等(予定価格が250万円を超えないと見込まれるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- (1) 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期

2 市長は、毎年度、10月1日を目途として、前項の規定により公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

(入札参加資格等の公表)

第4条 市長は、建設工事に関する次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

- (2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(入札及び契約の内容の公表)

第5条 市長は、発注業務等に関する次に掲げる事項について、当該発注業務等ごとに、契約の締結後遅滞なく(第1号に掲げる事項にあつては一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めた後遅滞なく、第2号から第10号までに掲げる事項にあつては落札者を決定した日の翌日(休日に当たるときは、当該翌日後においてその日に最も近い休日でない日)に、)これを公表しなければならない。

- (1) 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせる場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称(法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名。以下同じ。)並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 一般競争入札を行った場合における入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (4) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称
- (5) 指名競争入札を行った場合における指名した者を指名した理由(建設工事(予定価格が250万円を超えないものを除く。以下この条において同じ。)に係るものに限る。)
- (6) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (7) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (8) 自治令第167条の10第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (9) 自治令第167条の10第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (10) 自治令第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下この号において「総合評価一般競争入札」という。)を行った場合における次に掲げる事項(建設工事に係るものに限る。)

ア 総合評価一般競争入札を行った理由

イ 自治令第167条の10の2第1項の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

ウ 自治令第167条の10の2第2項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(11) 次に掲げる契約の内容(建設工事に係るものに限る。)

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 建設工事の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期

エ 契約金額

- 2 市長は、建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る前項第11号に掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
(予定価格等の公表)

第6条 市長は、発注業務等のうち建設工事等において、当該落札者を決定した後にその予定価格を公表するものとする。ただし、市長が予定価格を公表しないことが適当であると認める建設工事等については、予定価格を公表しないことができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、予定価格を入札前に公表することができるものとする。

- 3 市長は、最低制限価格を設定した入札にあっては最低制限価格、調査基準価格を設定した入札にあっては調査基準価格を公表するものとする。

- 4 建設工事等以外の発注業務等においては、予定価格を公表しないものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(公表の方法等)

第7条 第2条から前条の規定による公表は、閲覧所を設け、市長が別に定める書面を閲覧に供することにより行うほか、インターネットを利用して閲覧に供することにより、公表を行うものとする。

- 2 前項に掲げる文書の閲覧所は、総務部契約管財課とする。

(閲覧に供する期間)

第8条 第3条から第5条及び第6条第1項の規定による公表に係る事項を閲覧に供する期間は、公表した日の翌日から入札執行日の属する年度の翌年度末日までとする。

2 第6条第2項の規定による予定価格を閲覧に供する期間は、一般競争入札の場合は公告の日から、指名競争入札の場合は指名通知の日から入札執行日までとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。